

霞ヶ丘地区 地域おたすけガイド

災害時初動対応マニュアル

平成29年3月作成

令和元年12月修正

霞ヶ丘ふれあいのまちづくり協議会

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、**自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動**を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、**どんどん見直していきましょう。**



霞ヶ丘防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

防コミ運営本部設置基準

- ・震度5弱以上の地震
- ・地震による災害が拡大する恐れがある場合
- ・風水害による被害が発生すると思われる時
- ・防コミ委員長と役員等が協議し必要と判断した場合

活動方針

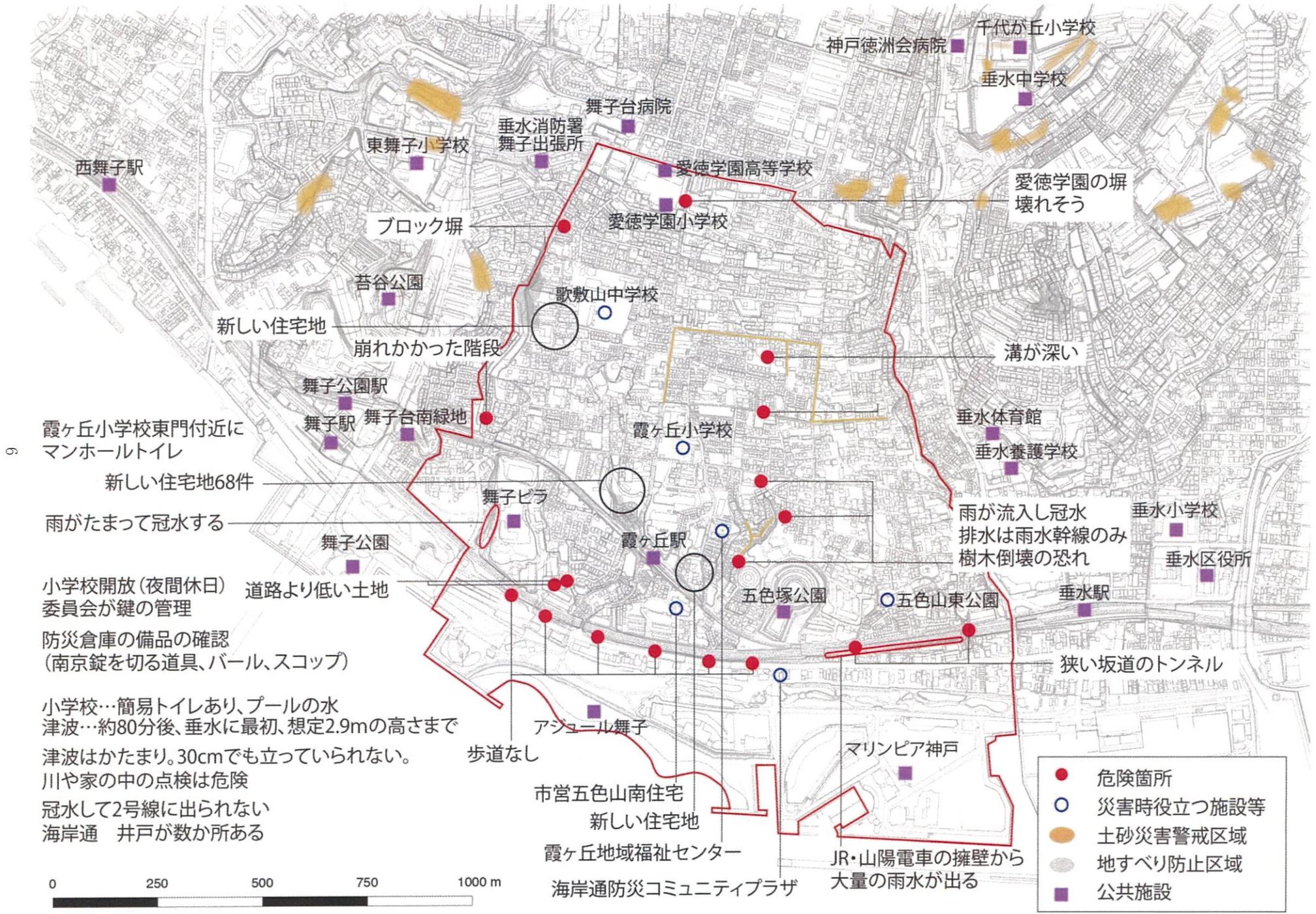
阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。防災活動では、自らの安全を最優先に確保し、無理をせず、出来る範囲で行いましょう。

防コミ運営本部 設置場所	霞ヶ丘小学校					TEL : 078-706-0156	
防災資機材庫 の場所	霞ヶ丘地域福祉センター						
	霞ヶ丘小学校			五色山2丁目自治会倉庫			
一時避難所	海岸通防災コミュニティプラザ (津波以外)				五色山東公園 (津波の場合)		
緊急避難場所 (屋内)	名称	災害ごとの注意事項			電話番号	避難所	
		土砂	洪水	津波			
	霞ヶ丘小学校	○	○	○	078-706-0156	○	
歌敷山中学校	○	○	○	078-707-8864	○		
緊急避難場所 (屋外)	名称	災害ごとの注意事項			備考		
		地震	津波	大火			
	マリンピア神戸	○	×	○	津波時は海岸から離れること		
アジュール舞子	○	×	○	津波時は海岸から離れること			
防災行政無線 保有者	地域福祉センター			防コミ委員長宅			
地域内の危険箇所	地図を参照						

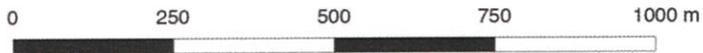
防災資機材保管表

(令和元年. 5. 2: 現在)

保管場所	霞ヶ丘地域福祉センター防コミ倉庫(霞ヶ丘小学校区)		
品名	数量	用途	備考
小型動力ポンプ D-1	1 台	消 火	
消防用ホース(mm)	5 本	〃	
管そう(噴霧ノズル・筒先)	1 本	〃	
媒介ジョイント	2 本	〃	
吸管 (ストレーナー付)	1 本	〃	
消火栓キー 大・小	各1本	〃	
自立式簡易水槽	1 個	〃	
消火器(訓練用)	4 本(水消火器)	〃	
布バケツ	20 個	〃	
台車 (大)	1 台	搬 送	
一輪車	1 台	〃	
チェーンソー	1 台	救出・救助	
スコップ	3 丁	〃	
パール(カナテコ)	4 丁	〃	
のこぎり(折りたたみ)	2 丁	〃	
簡易ジャッキ	1 台	〃	
つるはし	2 丁	〃	
ボルトクリッパー	1 丁	〃	
折りたたみ担架	1 個	〃	
ヘルメット	5 個	その他	
腕章	18枚	〃	確認できず不明
携帯用電灯(強力ライト)	3 個	〃	確認できず不明
電池メガホン(トランジスタ)	1 台	〃	
トランシーバー	3 台	〃	
二連梯子	1 個	〃	確認できず不明
はしご兼脚立	1 個	〃	
サルベージシート (青色)	3 枚	〃	
防災倉庫(収納庫)大	1 棟	〃	
電気ドライバー	1 台	〃	
年末警戒器材一式	プラスチックケース 1 個	〃	



- 危険箇所
- 災害時役立つ施設等
- 土砂災害警戒区域
- 地すべり防止区域
- 公共施設



□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

地域で事前にしておくこと

組織内の連絡体制の確保

- 防コミ委員長・副委員長・各班の代表は、連絡を取り合い今後の対策を練る。
- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。
- マンション管理組合等と自治連・防コミが連絡をとれるような体制を、できるだけ整えておく。

〇 情報収集

- 必要に応じて、委員長から各自治会長・管理組合理事長等に各地域の情報収集を依頼。届いた情報をもとに委員長が本部立ち上げの判断をする。

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 統括防災リーダーについては、委員長（不在時は副委員長）とする。
- 地域の地図、防災マップなどを本部に配置する。避難所設置場所を確認し、必要な資機材を運営本部で準備する。
- 運営本部から、消防、各自治会長・管理組合理事長、民児協、要援護者団体等、学校園にメール・電話等で連絡し、各自治会・管理組合等での情報収集を依頼する。状況をマップで確認する。
- 各避難場所の防コミ役員と連絡をとり状況を確認する。

2 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、インターネット、または防災行政無線（地区にある場合）等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報のうち、防コミ本部の立ち上げ等の重要な情報は、有線電話・携帯電話等により、自治会・管理組合等を通じ、それぞれの組織で定めている緊急連絡網等で各家庭に連絡する。
- 各避難所（霞ヶ丘小学校・歌敷山中学校）の防コミ役員と連絡を密にし、情報を共有する。

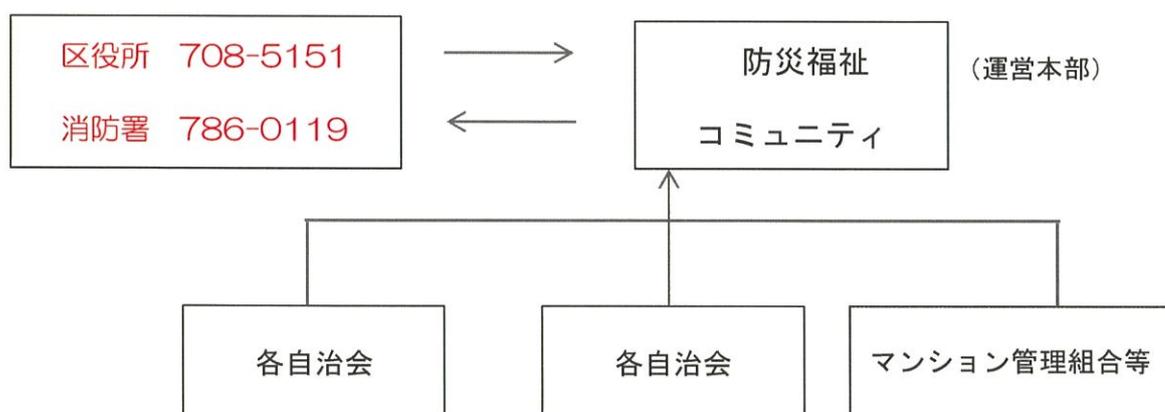
3 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各自治会や管理組合等で避難誘導を実施する。
- 自治会役員・管理組合役員等を中心に避難の為に体制を整える
- 避難準備情報の段階で自力避難が困難な人を避難所へ移動させる
(※1 事前のルールづくりが必要)
(※2 短期間の避難であれば、非常食はでませんので各自で用意し避難を)

4 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保をする。

5 災害時の連絡体制



【災害発生直後】

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部による指揮

- 情報班は地区内の被害情報を収集し、消防と情報共有する。

2 自治会・管理組合毎の災害対応

- 自治会長・管理組合理事長等は、対応すべき災害に応じた班を集まってきた住民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、インターネットまたは防災行政無線等から気象情報、土砂災害警戒情報等を本部に集める。
- 有線電話・携帯電話等により、各自治会・管理組合等から連絡網等を通じて各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。各自治会・管理組合等で集めた情報は防コミ本部へ伝える。

4 安否確認

- 災害時要援護者については、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。
- 地域外にいる場合は災害時伝言サービス等を利用して安否確認を行う。

5 救護

- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
- 特に土砂災害の場合には無理をしない。消防が来ない時には安全な場所で見張りを立てるなどをして、2次災害が起きないように注意する。

6 区や消防署等への連絡

- 緊急の救助要請・被害情報等を消防（119）に連絡する。
- 避難の状況や避難所運営で必要な事項は区役所等へ伝える。

関係機関連絡先

垂水消防署	786-0119	垂水区役所	708-5151
垂水警察署	781-0110	建設事務所	707-0234

7 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難してきた人から家族の安否確認を行う。
- 地域別に避難者名簿を作成する。

災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。

操作手順

1. **171** をダイヤルします。
2. ガイダンスに従って、録音の場合は **1** を、再生の場合は **2** をダイヤルします。
（暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。）
3. ガイダンスに従って、自宅（被災地）の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルします。
4. 伝言を録音・再生することができます。

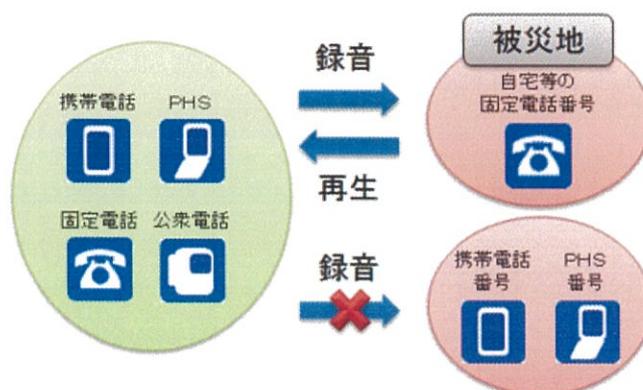
利用できる電話

災害用伝言ダイヤルは、加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP電話（050の電話番号から始まるIP電話は除く）から利用可能です。（詳細はご利用の電話会社にお問い合わせください。）

ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は03等の市外局番で始まる電話番号のみが対象です。

つまり、携帯電話（090、080）・PHS（070）からは、災害用伝言ダイヤルを利用することはできませんが、携帯電話・PHSの電話番号宛に伝言を録音することはできませんのでご注意ください。

<利用イメージ>



総務省ホームページより

避難情報について

警戒レベル	避難情報	求められる行動
<p>警戒レベル 3</p> <p style="background-color: #FF8C00; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">高齢者等は避難</p>	<p style="text-align: center;">避難準備・ 高齢者等避難開始</p> <p>大雨や暴風が続くと見込まれ、土砂災害や洪水が発生する可能性が高まっている状況。</p>	<p>お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は避難を開始して下さい。それ以外の方は、いつでも避難ができるように備えて下さい。</p>
		
<p>警戒レベル 4</p> <p style="background-color: #C71585; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; font-size: 1.2em;">全員避難</p>	<p style="text-align: center;">避難勧告</p> <p>土砂災害や洪水などが発生する恐れがあり、命が危険にさらされる可能性が高まっており、避難が必要。</p>	<p>速やかに避難を開始して下さい。外が危険な場合は、自宅2階以上の部屋など（土砂災害の場合は山と反対側）に避難して下さい。</p>
	<p style="text-align: center;">避難指示（緊急）</p> <p>災害の前兆現象が発生、切迫した状況から命が危険にさらされる可能性が高まっている状況。緊急に避難が必要。</p>	<p>緊急に避難して下さい。外が危険な場合は、自宅2階以上の部屋など（土砂災害の場合は山と反対側）に避難して下さい。</p>
		
<p>警戒レベル 5</p>	<p style="text-align: center;">災害発生情報</p> <p>既に災害が発生している状況。</p>	<p>ただちに命を守る最善の行動をとって下さい。</p>

※警戒レベル1及び2は気象庁が発表

②地震【災害発生直後】

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ 《具体的な基準》

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことも予想されるので、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的な指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

2 各自治会・管理組合ごとの災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 各自治会長・管理組合理事長等は、消火や救助など対応すべき災害に応じた班を、集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、インターネットまたは防災行政無線等で地震情報等の収集を行い、伝令等により各自治会長・管理組合理事長等に伝達する。
- 伝令等により、自治会長・管理組合理事長等から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
* 地震時は有線電話・携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認

- 民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- 防火水槽やあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、各自治会・管理組合単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。 ＊救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。（本部に連絡をすること）

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を消防署や区役所に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

関係機関連絡先

垂水消防署	786-0119	垂水区役所	708-5151
垂水警察署	781-0110	建設事務所	707-0234

9 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員の主導のもと避難所をたちあげる。
- 避難してきた人から家族の安否確認を行う。
- 地域別に避難者名簿を作成する。



③共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらゐまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

3 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【参考】

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、363箇所を「福祉避難所」に指定しています（平成30年5月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部（708-5151）へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。

垂水区内では、いくつかの高齢者福祉施設、身体障がい者・知的障がい者福祉施設などが福祉避難所になる予定となる可能性があります。区の災害対策本部（708-5151）にお尋ねください。

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、インターネットまたは防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、インターネットまたは防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各自治会・管理組合等からの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシール貼付してください。

必ず右上部付近に貼付



シールの色分け



救助・支援の必要あり



安否の確認できず



確認済み・支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会・管理組合単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、ボール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消 火 活 動

- 1 ブロック、自治会・管理組合単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。(防コミ所有ポンプはD級)

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。